

基本方針(案)に対する有識者会議構成員からの意見及び回答一覧②

第2回会議机上配付分

番号	項番分類			修正案	修正趣旨(御意見)	委員名	回答
	項番大	項番中	項番小				
1	第四	2	(1)	暴行、ハラスメント、 重大悪質な法令違反行為又は重大悪質な契約違反行為があった場合 などやむを得ない事情がある場合のほか、同一の育成就労実施者の下で育成就労を行った期間が一定の期間(以下「 転籍制限期間 」という。)を超えている等の一定の要件を満たす場合には、育成就労外国人本人の意向により育成就労実施者の変更(以下「 転籍 」という。)を行うことができる。	「重大かつ悪質な」法令違反ないし契約違反を育成就労外国人が立証できない限り転籍を認めないとすることは、これ以外の場合には育成就労外国人に怠慢を強いることとなるので、明らかに保護に欠けることとなる。	市川委員	「やむを得ない事情による転籍」については、政府方針において「可能な限り速やかに運用の改善を図る。」としたことを踏まえ、昨年11月に技能実習制度運用要領を改訂し、やむを得ない事情の範囲の明確化等を行いました。 左記案文は同運用要領を引用し、やむを得ない事情として代表的なものを例示するものであり、原案を維持させていただきます。 同運用要領においては、制度見直し有識者会議の最終報告書等も踏まえつつ、重大悪質な法令違反又は契約違反に当たると例をより詳細に示示しているところでです。 また、技能実習生が転籍を希望する場合の手続きについても、技能実習生から監理団体等へ転籍の申入れを行うための母国語で記した様式を整備するほか、技能実習生から提出された録音や写真等の資料によりやむを得ない事情があると認められる場合には転籍を認めると、上記運用要領改正により明確化・柔軟化を図ったところでです。
2	第四	2	(1)	暴行、ハラスメント、 重大悪質な法令違反行為又は重大悪質な契約違反行為により就労の継続が困難と認められるが、あった場合 などやむを得ない事情がある場合のほか、同一の育成就労実施者の下で育成就労を行った期間が一定の期間(以下「 転籍制限期間 」という。)を超えている等の一定の要件を満たす場合には、育成就労外国人本人の意向により育成就労実施者の変更(以下「 転籍 」という。)を行うことができる。	育成就労の運用基準が具体的に定められる前に「重大悪質な」法令違反又は契約違反との例示のみ記載すると、「重大悪質」でない事由の範囲が広いと理解され、転籍制限につながりかねないため。	市川委員	上記のとおり、原案を維持させていただきます。
3	第四	2	(1)	また、転籍支援は まずは監理支援機関が中心となっておりつつ、外国人 育成就労機構(以下「 機構 」という。)及びハローワーク がにおいても連携して 支援を行うこととし、 監理支援機関は機構及びハローワークと連携する。	監理支援機関、機構、ハローワークはそれぞれ転籍支援を行うこととし、いずれが中心となると予め決める必要はないと考える。仮に監理支援機関が中心となる場合であっても、監理支援機関は、育成就労外国人の転籍の希望を速やかに機構に伝え、機構、ハローワークは転籍先候補の情報を提供するべきと考える。	市川委員	監理支援機関が中心となって転籍支援を行うことは、制度見直し有識者会議最終報告書において「転籍支援については、受入れ機関、送出機関及び外国人の調整が必要であることに鑑み、新たな制度の下での監理団体が中心となって行うこととしつつ、ハローワークが外国人技能実習機構に相当する新たな機構等と連携するなどして転籍支援を行うこととする。」と御提言いただいたことを踏まえたものです。 育成就労制度においては、監理支援機関が転籍支援の義務を主体的に果たす責任があることを法律上も明確にしており、基本方針においてもその旨明記する趣旨で原案を維持させていただきます。 なお、「監理支援機関が中心となる場合であっても、監理支援機関は、育成就労外国人の転籍の希望を速やかに機構に伝えることや、法律上必要に応じて機構が直接転籍の申出を受け付けて支援を行うこと」を規定しており、監理支援機関・機構・ハローワークが必要な情報を共有し転籍支援を行えるようにしています。
4	第四	2	(1)	転籍に当たっては、技能検定基礎級又は相当する育成就労評価試験及び各育成就労産業分野において 求められる、原則として日本語教育の参照枠A1相当の水準のから「特定技能1号」への在留資格の変更に必要な水準となる水準までの範囲内で育成就労分野別方針において設定する日本語能力の試験に合格していることが求められる。	百歩踏って日本語能力試験の合格という条件を付するとしても、「特定技能1号」への在留資格の変更に必要な水準までの範囲内での記載が残ると、特段の理由もなく特定技能1号の能力を身に付けるまで転籍は許されないという誤解を与えることとなるため、この部分は削除すべきと考えます。	市川委員	御指摘の記載は昨年2月に決定した政府方針を踏襲したものであるため、原案を維持させていただきます。 なお、分野ごとの具体的な要件の設定については、本年4月以降の有識者会議において御議論いただきたく存じます。
5	第四	2	(1)	転籍支援は まずは監理支援機関が中心となっておりつつ、外国人 育成就労機構(以下「 機構 」という。)及びハローワーク においても連携して 転籍先の情報の収集、提供などの支援を行う。	ハローワーク、機構の連携・支援の具体例として重要なものを例示すべきと考えます。	市川委員	御指摘のとおり追記させていただきます。
6	第五	4		また、特定技能検定及び育成就労制度について、就労を終えた外国人が帰国する場合に帰国後も本邦で修得した技能等を生かすことができるような制度とすることは、 有為な外国人の送出しにもつながるとともに、就労を終えた外国人の帰国後の生活の安定に資する人材育成を促進し、国際貢献にも資することから、修得した技能等の国内外における活用状況の調査その他必要な取組を、必要に応じて送出国政府その他の関係者の協力も得つつ推進する。	結果として国際貢献に繋がるとしても、制度本来の目的ではなく、技能実習法の制度目的であった「国際貢献」と同じ用語、抽象的表現を使うことは、技能実習法との区別をしにくくするので、修正案の表現とすることを提案する。	市川委員	御指摘のとおり国際貢献は育成就労制度の制度目的ではありませんが、第五の5は制度の意義・目的を論じる段落ではないことから、誤解も生じにくいと考えられますので、修正案のとおりとさせていただきます。
7	第一	1		今後、そうした検討が必要とされる中で、その上、現在、我が国が本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎え、今後その傾向は加速度的に進んでいくと予想される中、労働力人口の不足が深刻化の一途をたどり、また国際的な人材獲得競争も一層激化している現状を踏まえれば、我が国が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立ちつつ、専門的・技術的分野における人材の育成・確保を行っていくことが必要不可欠である。	当該項目における記載により、「専門的・技術的分野の外国人」に検討の枠組みを限定しているが、労働政策を越えて、今後増加する外国人全体の受入・定着に向け、国と地方の適切な役割分担の下、地域の実情に応じた受入環境整備を図り、地方創生2.0の実現に繋げることが重要	鈴木委員	御指摘を踏まえて修正いたします。
8	第四	2	(1)	【修正案なし】	特定技能所属機関及び育成就労実施者の責務として、「日本語能力向上のための措置をとらなければならない」旨を明記すること(末松委員提出資料のとおり)	末松委員	育成就労制度は、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成・確保する制度であり、育成就労実施者が特定技能1号の在留資格の要件でもある日本語能力の向上も含めたフォローを行うことは必要と考えますが、この点については、第五の2(1)アにおいて、育成就労の目標(日本語能力も含む。)を確実に達成することのできる計画となるよう日本語能力に関する講習の内容や時間なども検討・策定することが必要な旨記載させていただいておりますため、原案を維持させていただきます。ただし、 他方、特定技能制度は、人手不足分野において即戦力となる人材を受け入れる制度であり、必ずしも特定技能2号の在留資格を取得することを目標とするものではないため、全ての1号特定技能外国人に特定技能2号の在留資格を得るための日本語能力の向上を含めたフォローを行う旨を基本方針として記載することは不適切と考えます。 それ以上の育成就労実施者(監理支援機関等)による特定技能2号の在留資格を得ることを希望する1号特定技能外国人に対する支援等については、今後、具体的に省令等に規定させていただくことを予定しております。以上より、基本方針の記載内容は、原案を維持させていただきます。と存じます。
9	第四	1	(1)	【修正案なし】	特定技能所属機関及び育成就労実施者において、日本語教育が推進されるよう、優良受入れ機関の認定等を省令に明記すること。(末松委員提出資料のとおり)	末松委員	御意見ありがとうございます。省令の規定事項については、今後、有識者の御意見も頂戴しながら検討させていただきます。
9の2	第二	1	(2)	【修正案なし】	在籍意向については、有識者会議で議論されておらず政府方針にも記載のないもの。責任の所在が曖昧になる等の懸念があり、認めるべきではない。	富高委員	御懸念に適切に対応できるよう文言を修正しました。
10	欠番						

基本方針(案)に対する有識者会議構成員からの意見及び回答一覧②

第2回会議机上配付分

番号	項番分類			修正案	修正趣旨(御意見)	委員名	回答
	項番大	項番中	項番小				
11	第四	1	(1)	【修正案なし】	基本方針には、特定技能(第四の1の(1))、育成就労(第四の2の(1))の双方に、「日本人との同等額以上の報酬」を払うべきことを受入れ機関の責務として書かれているが、この点は非常に重要。今後、改正法の施行にあたり、同等報酬規定の実効性を担保するための措置を検討し、講じていただきたい。	富高委員	御指摘を踏まえて検討の上、適切に対応いたします。